

# やまがたフルーツ 150 周年記念ポータルサイト制作等業務委託 企画提案公募要領

## 1 目的

やまがたフルーツ 150 周年記念ポータルサイト制作等業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に準じる随意契約の相手方になるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

やまがたフルーツ 150 周年記念ポータルサイト制作等業務

### (2) 業務内容

別添、やまがたフルーツ 150 周年記念ポータルサイト制作等業務委託仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

### (4) 提案上限額

3,190,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 応募資格等

### (1) 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- ① 令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）
- ④ 1年以上引き続き業として本企画提案に付する契約に係る業務を営んでいる者
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者
- ⑥ 山形県内に事業所（本社、支店又は営業所）を有する者
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者（令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

## （2）共同企業体

- ① 構成員が、（1）①から⑨に掲げるすべての項目を満たしているものであり、そのうち、1構成員を代表者とする。
- ② 各構成員が、本企画提案に参加する単独事業者又は他の企業体の構成員ではないこと。
- ③ 共同企業体において、代表者との委託契約（発注者との関係において再委託に該当）により業務を実施すること。この場合、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

## （3）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本公募要領等で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案内容が提案限度額を上回るとき。

## 4 提出書類及び提出方法等

### （1）提出書類及び提出部数

	提出書類	様式、留意点等	提出部数 (持参又は郵送の場合)
①	参加申込書	・（様式1）	1部
②	山形県税の納税証明書	・山形県の各総合支庁税務担当課で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの ・コピーの提出も可 ・山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参	1部

		加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者は提出不要	
③	消費税及び地方消費税の納税証明書	・本店所在地管轄の税務署で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの ・コピーの提出も可 ・名簿に登載されている者は提出不要	1部
④	社会保険・労働保険加入状況一覧表	・（様式2） ・名簿に登載されている者は提出不要	1部
⑤	暴力団排除に関する誓約書	・（様式3） ・名簿に登載されている者は提出不要	1部
⑥	事業者概要書	・（様式4） ・事業者概要のわかるパンフレット等の資料があれば添付すること	1部
⑦	企画提案書	・1事業者につき1提案に限る。 （様式任意）	8部
⑧	見積書	・（様式5） ・見積価格の詳細を別途添付すること（様式任意）	8部

## （2）企画提案書に記載すべき内容

### ① 実施体制

本業務を円滑に実施するための実施体制（人員配置、経験、資格等）を記載すること。なお、業務の一部を第三者に再委託する予定がある場合は、予定している再委託先を明記すること。

### ② 業務実績

過去2年以内に、履行を完了した同種又は類似の業務実績（WEBサイト制作に係るもの）がある場合は、当該業務実績の概要（発注者、契約期間、契約金額、業務内容等）を記載すること。（該当ない場合は記載不要）

### ③ スケジュール

本業務の全体スケジュールを記載すること。

### ④ サイト制作

サイトデザイン、操作性、セキュリティの確保、その他工夫等について記載すること。

### ⑤ 保守管理

相談対応、障害発生時の対応、アクセス解析、簡易な修正への対応等について記載すること。

### ⑤ 広告配信

想定する手法、時期・期間、見込まれる効果等について記載すること。

## （3）企画提案書の仕様

① 原則としてA4版とし、片面仕様・多色仕上げ可とする。

② 冊子の綴りは、縦置き左側綴じとし、クリップ止めや綴じ込みなどの形態を問わない。

③ ページ数は、表紙・目次を除いて 20 ページ以内とする。

(4) 提出先

後述「10 担当部署」へ提出すること

(5) 提出期限

①参加申込書（様式 1）から⑥事業者概要書（様式 4）まで

令和 6 年 3 月 11 日（月）午後 5 時 必着

⑦企画提案書及び⑧見積書（様式 5）

令和 6 年 3 月 19 日（火）午後 5 時 必着

(6) 提出方法

- ・提出は、持参、郵送、又は電子メールによる。
- ・郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下、「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に提出先へ持参すること。
- ・電子メールの場合は、件名を「フルーツ 150 周年サイト制作等業務企画提案書の提出（企業名）」とし、電子メールの送信後、「10 担当部署」あて電話にて当該電子メールの受信確認を行うこと。なお、電子データのファイル形式は PDF とする。

(7) その他

提案は 1 事業者につき、1 提案とする。

## 5 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 提出書類

企画提案書の作成に係る質問は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式 6）」により行うものとする。

(2) 提出方法

質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「フルーツ 150 周年サイト制作等業務への問い合わせ」として「10 担当部署」まで送信し、電話にて当該電子メールの受信確認を行うこと。

(3) 受付期限

令和 6 年 3 月 4 日（月）午後 5 時までとする。

(4) 回答

質問書への回答は、全ての参加申込書提出者に対し、電子メールにより行う。ただし、質問をした提案者のみに関わることについては、当該質問をした提案者にのみ回答する。

## 6 審査方法

(1) 山形県さくらんぼ&フルーツ PR 協議会が設置する企画審査会（以下「審査会」という。）により、各審査員の評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

(2) 前号の審査は、別紙「やまがたフルーツ 150 周年記念ポータルサイト制作等業務企画提案評価基準」に基づき、提出書類及び提案者のプレゼンテーションによ

- り行う。なお、4により提出した資料以外の追加は認めない。
- (3) プレゼンテーションの開催日時及び実施方法等は、別途提案者に通知する。
  - (4) 提出された全ての提案内容について、契約の目的を十分に達成できないものである判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。
  - (5) 提案者が多数の場合は、提案書類による第1次審査を行う場合がある。
  - (6) 提案者が1者のみの場合も、各審査員の評価結果により提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
  - (7) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。
  - (8) 審査の結果は、全ての提案者に対して書面により行う。

## 7 今後のスケジュール（予定）

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) プレゼンテーション審査 | 令和6年3月下旬 |
| (2) 審査結果書面通知    | 同上       |
| (3) 契約締結        | 令和6年4月上旬 |

## 8 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者の提案内容に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から改めて見積書を徴して予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず次点者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととし、委託の内容は当該契約書によるものとする。
- (4) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ発注者と協議のうえ、発注者の承認を得たうえで変更することができる。

## 9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じ複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における企画書の再提出、差換えは一切認めない。
- (4) 応募及び契約については、発注者の都合により事業停止する場合があります。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部署」に提出すること。
- (6) 応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (7) 本公募に係る予算が成立しない場合は、この要領は効力を有しない。

## 10 担当部署

〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号  
山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会事務局（山形県農林水産部農政企画課内）  
電話：023-630-2414 FAX：023-630-3096  
メールアドレス：ynosei@pref.yamagata.jp